

お知らせ

皆様のご協力のもとに進めております九州旅客鉄道株式会社起業の「小倉総合車両センター移転整備事業」について、下記のとおり土地収用法による事業の認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第 28 条の 2 の規定により、次の事柄についてお知らせします。

一 事業認定の告示があった日

令和 7 年 1 月 8 日（九州地方整備局告示第 4 号）

記

二 事業認定の告示があった土地

（収用の部分）

福岡県北九州市小倉北区赤坂五丁目、高浜一丁目、高浜二丁目及び砂津三丁目地内

（使用の部分）

な し

この事業認定の告示の日以降、前記二の土地については、土地収用法による次の効果が発生していますので、ご注意ください。

イ 土地価格の固定について

前記の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。

ロ 前記の告示の日以後に、土地、土地にある建物等の工作物または物件について新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人に含まれないこととなります。また、新たな権利を設定されても、損失の補償は受けられません。

ハ 前記の告示の日以後に、土地の形質を変更し、建物等の工作物を新築、増築等するときまたは物件を附加増置するときは、あらかじめ福岡県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

ニ 前記の告示の日以後に、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっておられる関係人は、九州旅客鉄道株式会社に対し、福岡県収用委員会に土地収用の裁決を申請するよう請求することができます。

また、九州旅客鉄道株式会社が裁決申請したとき、または九州旅客鉄道株式会社に裁決を申請するよう請求したときは、これらの方は自己の権利に対する補償金を支払うよう九州旅客鉄道株式会社に請求できます。

ホ 土地所有者及び関係人が早期に移転を希望される時などは、裁決申請がされた後は、明渡裁決の申立てを直接福岡県収用委員会あてにすることができます。

なお、これらの土地を表示する図面は、北九州市小倉北区役所総務企画課で縦覧されています。また、詳しい内容について記載されているパンフレット「補償等についてのお知らせ」を、九州旅客鉄道株式会社（工務部企画課）において用意しておりますので参考にしてください。

その他、不明な点については、下記の九州旅客鉄道株式会社工務部企画課にご照会ください。

起業者の名称

九州旅客鉄道株式会社

連絡先

九州旅客鉄道株式会社 工務部企画課（用地）

住所 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号

電話 092-474-2421